

特定労務管理対象機関の指定要件の審査表(3)

C-1水準:技能向上集中研修機関

C-1水準・・・臨床研修及び専門研修に関わる業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより基本的な診療能力を身につける場合のため、時間外・休日労働時間が年960時間を超える場合に設けられた水準

No.	指定要件	富山大学附属病院
1	都道府県知事により指定された臨床研修プログラム又は日本専門医機構により認定された専門研修プログラム／カリキュラムの研修機関であること	○ 日本専門医機構により認定された専門研修プログラムを設置している
2	・労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものである。 ・医師の労働時間の状況、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、医師の労務管理及び健康管理に関する事項、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が全て記載されている。	○ 医療機関勤務環境評価センター結果より
3	必要な面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されている。	○ 医療機関勤務環境評価センター結果より
4	労働法制にかかる違反、その他の措置がない。(1年間)	○ 労働基準監督署に確認
5	医療機関勤務環境評価センターを受審した評価結果	○ 【全体評価】 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる。
適用予定のプログラム		内科、脳神経外科、外科、救急科

【審議会意見(案)】

当該医療機関では、幅広い症例を経験できるよう専門研修を行うとともに、学術研究も行っていることから、医師が長時間労働せざるを得ない。また、毎年一定数の専攻医を確保できていることから、地域の医療提供体制に大きな影響はないと考えられる。